

# 長野県動物愛護管理推進計画の改定について

食品・生活衛生課

## 1 動物愛護管理推進計画の基本的考え方

人と動物が共生する潤い豊かな社会の実現に向けて、行政の基本的な方向性及び中長期的な目標を明確化するとともに、施策を総合的かつ計画的に推進するため、動物愛護管理法に基づき平成20年策定（平成26年に改正）。

計画の性格	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境大臣が定めた「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に即し、本県の実情も踏まえて長野県が定めるもの。</li> <li>本県の動物の愛護及び管理に関する施策の基本となる計画。</li> </ul>
計画の期間	令和4年度から令和12年度まで（9か年間）
計画の進行管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年、計画の達成状況を点検し、動物愛護管理推進懇談会*の意見も伺いながら施策に反映。</li> </ul>

\*関係団体、中核市、県関係機関等が意見等交換に参加

## 2 推進計画の主な改正点

### ○ 重点施策の明確化

国の基本指針の見直しや動物愛護管理法改正、社会情勢の変化、当県のこれまでの取組の振り返りを踏まえた上で、新たな課題などの整理を行い、重点的に取り組む施策などを明確化する。

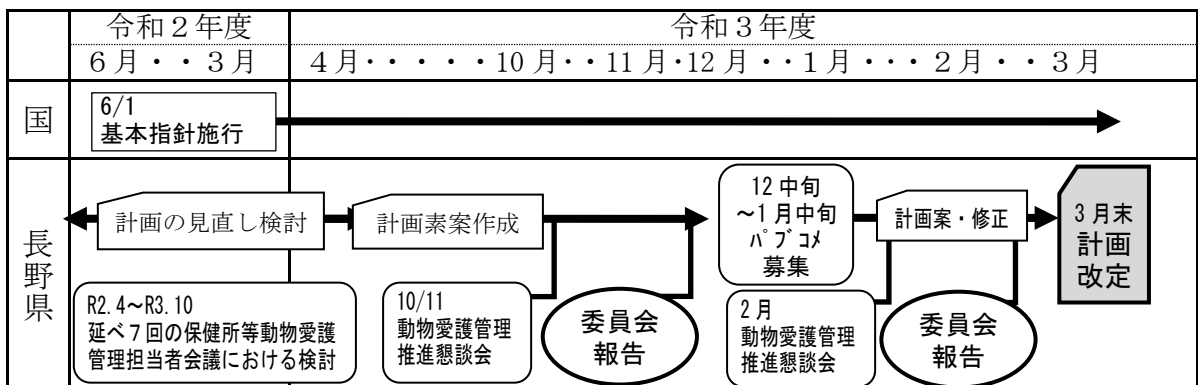
重点 施策	+	継続的 施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 猫問題への対策</li> <li>② 多頭飼育への対策</li> <li>③ 災害対策</li> <li>④ 動物取扱業への対応</li> <li>⑤ 動物介在活動</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>① 犬及び猫の引取・致死処分の減少</li> <li>② 動物による人への危害・迷惑防止</li> <li>③ 動物の適正飼養の普及啓発活動</li> <li>④ 関係機関との連携</li> </ul>

### ○ 数値目標の追加

数値目標を従来の6項目から20項目に増やすなど、それぞれの施策の進捗状況を評価しやすくする。

従来 目標	+	主な 追加 目標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犬及び猫の引取数</li> <li>・ 犬の返還率</li> <li>・ 犬及び猫の譲渡率</li> <li>・ 狂犬病予防注射率</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 猫の苦情件数</li> <li>・ 犬及び猫の殺処分数</li> <li>・ 各種研修会等の実施回数</li> <li>・ ペットの同行避難訓練の実施回数など</li> </ul>

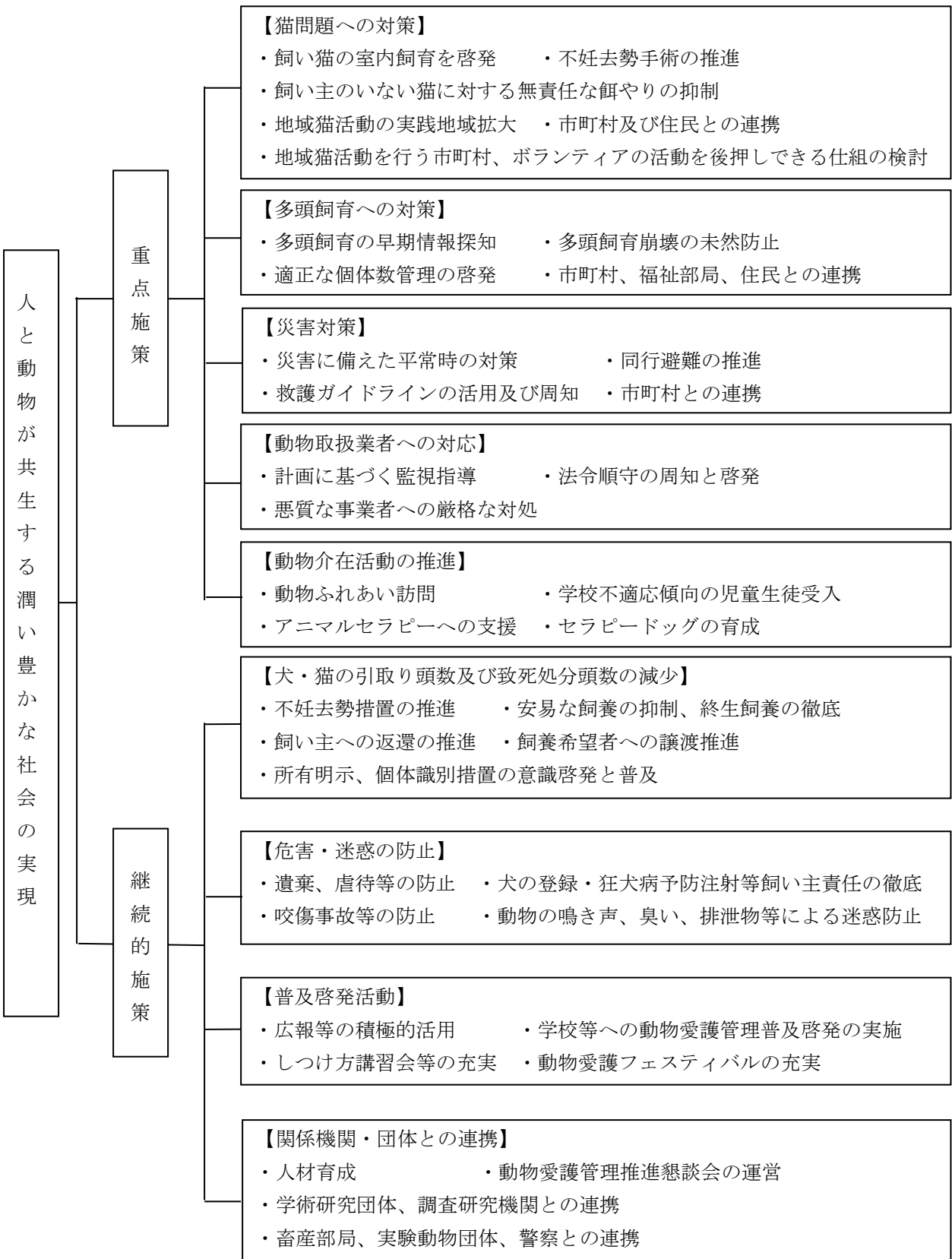
## 3 今後のスケジュール



# 長野県動物愛護管理推進計画の施策体系

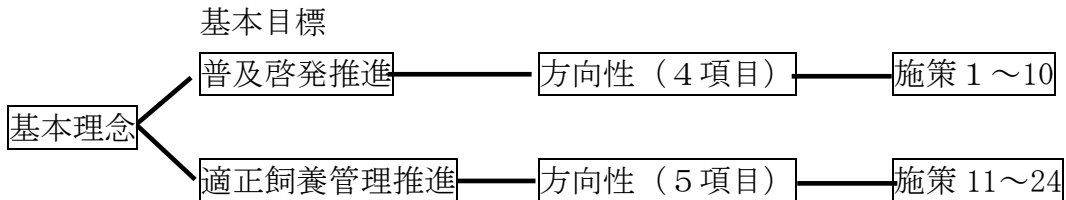
## 【理念】

## 【施策の内容】

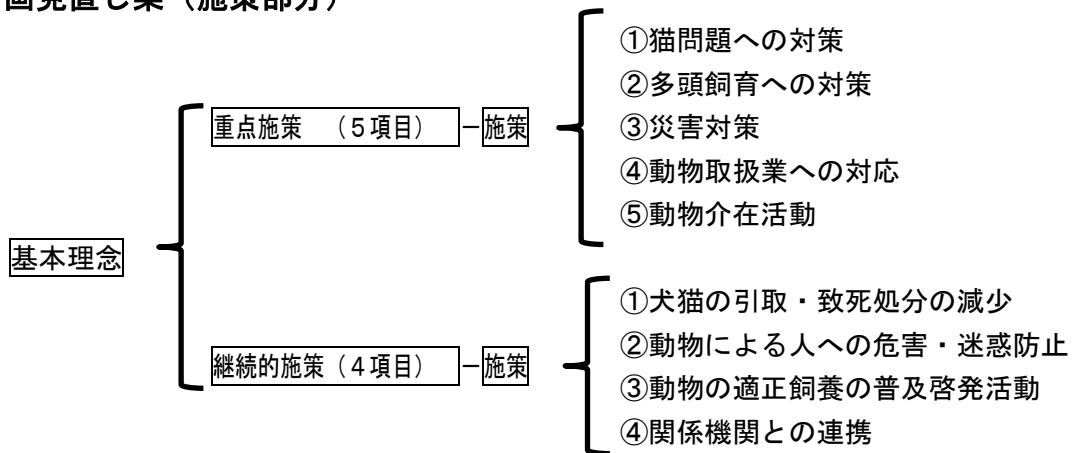


## ◎推進計画の構成の変更について

### ○現行計画（施策部分）



### ○計画見直し案（施策部分）



- 重点的に取り組む事項を明確にする。（特に猫問題への対応など）
- 重点施策では現状と課題、施策内容を記し、10年間の到達目標又は数値目標を設定
- 継続的施策は、現水準の維持～向上（数値目標をできるかぎり設定）
- 継続的施策は現計画の記載事項を基本的に踏襲し、重点施策から漏れた項目をまとめ、簡潔に記載

◎ 数値目標案の一覧

施策	目標	R2実績	数値目標(案)
重点1 猫問題への対策	猫の苦情件数	2,455	1,000件以下
	猫の飼い方教室(保健所ごと・年度)	4回/3所 (R1 6回/6所)	各所1回以上
重点2 多頭飼育問題	多頭飼育等の対応を含めた市町村、社会福祉部局、住宅部局、動物愛護推進員、ボランティア等関係者による情報・意見交換会(保健所ごと・年度)	—	保健所の管轄区域ごとに年1回以上の実施
重点3 災害対策	市町村の防災訓練で同行避難を実施	—	保健所の管轄区域ごとに1か所以上の実施
重点4 動物取扱業	動物取扱業の監視指導計画の実施率 第一種動物取扱業 第二種動物取扱業	78.4% 15.0%	100%
重点5 動物介在活動の推進	子どもサポート関係者連携会議	1回	現水準維持
継続1 引取り・殺処分の減少	犬の引取数(150頭)※	30頭	30頭以下
	犬の返還率(80%)※	82.5%	80%以上
	犬の譲渡率(80%)※	101.0%	90%以上
	猫の引取数(1,200頭)※	851頭	800頭以下
	猫の返還率	1.4%	30%以上
	猫の譲渡率(40%)※	75.7%	60%以上
	犬の殺処分数 <sup>注1</sup>	0頭 (R2 5頭)	5頭以下
	猫の殺処分数 <sup>注2</sup>	64頭 (R2 260頭)	50頭以下 (500頭以下)
継続2 危害・迷惑の防止	狂犬病予防注射率(97%)※	88%	97%以上
継続3 普及啓発活動	保健所職員技術研修会の実施回数(年度)	中止 (R1 1回)	1回以上
	動物愛護推進員技術研修会の実施回数(年度)	中止 (R1 1回)	1回以上
	動物愛護フェスティバル(年度)	中止 (R1 1回)	1回以上
継続4 関係機関との連携	動物愛護センターサポーター研修会(年度)	中止 (R1 1回)	1回以上

※：改定前の計画において定められていた数値目標(到達目標を含む。)

注1、注2：従来の殺処分数には負傷等で収容中に死亡した頭数などを含めていましたが、新しい推進計画では、推進計画の継続的施策1に記載のとおり、殺処分の定義を変更しています。